

令和5年度横須賀市職員採用試験受験案内 一般事務(障害者対象)

横須賀市の目指す「誰も一人にさせないまち」という理念に共感し、
約38万人の横須賀市民一人ひとりの生活を支えるために、
誠実かつ前向きに取り組める人材を募集します。

第1次試験日 令和5年10月22日(日)

受付期間 9月1日(金)午前10時～9月20日(水)午後5時 受信有効

**申し込みはインターネットによる電子申請(e-kanagawa)となります。
詳細は5～7ページをご覧ください。**

1 募集職種

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務 (障害者対象)	若干名	一般事務に従事します。

※ この試験を受験した人は、令和5年度に同じ職種の職員採用試験を実施した場合、受験できません。

2 受験資格

次の(1)及び(2)の要件をいずれも満たす人

(1) 昭和39年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する人

ア 身体障害者手帳の交付を受けている人

イ 療育手帳の交付を受けている人

ウ 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、
精神保健指定医により知的障害があると判定された人

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

※1 交付申請中の場合は申し込みできません。なお、申し込みから採用までの間において、手帳等の提示を求めることがあります。

受験資格を満たしていることが確認できない場合は、採用選考を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。

※2 手帳の名称については、交付している地方公共団体によって異なる場合があります。

御自身の手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

※3 受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は、受験できません。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験(筆記試験)

- (1) 試験日時 令和5年10月22日(日)午前9時45分から
- (2) 受付時間 午前9時00分から午前9時30分まで (受付時間に遅れた場合は、受験できません)
- (3) 試験会場 横須賀市役所本庁舎(横須賀市小川町11)
- ア 採用試験申し込み受付後に、受験票と併せて試験会場の詳細と案内図を電子申請システムの申込内容照会画面から交付します。
- イ 試験会場に、駐車場・駐輪場の用意はありません。
お車でお越しの場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。
- ウ 試験会場は変更する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 試験内容

試験種目	試験時間	試験内容
論文試験	45分	課題に対する記述式の論文
教養試験 (マークシート方式)	2時間	公務員として必要な一般知識及び文書理解等の一般知能についての筆記試験(高校卒程度)

※試験内容に関するお問い合わせはご遠慮ください。

- (5) 当日の持ち物
- ①受験票 ②HBの鉛筆(シャープペンシル可) ③ボールペン
④消しゴム ⑤持ち込みを希望した補装具等を持参してください。

4 受験上の配慮を希望する人へ

- (1) 第1次試験については、点字・パソコン(ワープロ機能)・拡大印刷による受験が可能です。
希望する人は、採用試験申込時に申し出てください。
ただし、点字用器具、パソコン(音声)、拡大読書器等は各自でご持参ください。

	対象者	教養試験時間
点 字	点字受験を希望する人 ※ 補助として音声データの提供ができます。	3時間
パソコン (ワープロ機能)	上肢機能障害の程度が概ね3級以上で筆記が困難な人	2時間
拡大印刷	視覚障害等により、拡大印刷による受験を希望する人	2時間30分

※論文試験の時間は、別途調整します。

- (2) 選考当日、補装具等の持ち込みを希望する人、手話通訳者を必要とする人、車椅子を使用する人、付添者を必要とする人等は、申し込み時にお知らせください。
- (3) 面接試験等においては、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員等の同席を合理的配慮として認めます。必要な場合は、選考会場の準備等が必要となるため、11月10日(金)までにお知らせください。
- (4) その他受験に際して特に配慮を必要とする人は、申し込みの前にお問い合わせください。

5 第2次試験以降の予定

試 験	実施予定時期	内 容
第2次試験	令和5年11月下旬予定	面接試験等を行います。
第3次試験	令和5年12月中旬予定	面接試験等を行います。

※ 最終合格は、令和5年12月下旬予定です。

※ 第2次試験以降の詳細については、各試験の合格通知にてお知らせします。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職種区分ごとに作成される令和5年度職員採用候補者名簿(以下、「職員採用候補者名簿」という。)に登載されます。
- (2) 採用の時期は、原則として**令和6年4月1日**の予定です。
- (3) 職員採用候補者名簿に登載される有効期間は、最終合格発表日から令和7年3月31日までです。
- (4) 職員採用候補者名簿に登載されていても欠員等の状況によっては採用されない場合があります。
- (5) 本試験の受験資格がないこと(採用日までに要件を満たさない場合を含む。)又は申込内容が正しくなかったことが判明した場合は、**合格を取り消し、職員採用候補者名簿から削除**します。
- (6) 外国籍の人も受験は可能ですが、採用日において就労が制限される在留資格の人は採用されません。また、採用後、「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」にあたる業務には従事できません。

7 勤務条件

- (1) 給与

初任給は、合格者の職務経験年数等に応じて決定されます。

・新卒の場合

学歴	初任給(地域手当含む)
高卒者	181,830円
大卒者	214,390円

・22歳で大学を卒業し、民間企業等で正社員としての職務経験がある場合

職務経験	初任給(地域手当含む)
10年	255,090円
15年	269,170円
20年	284,900円

上記は、令和5年4月1日現在の基準で算定した例です。

なお、初任給の最高額は286,000円(地域手当を含む)です。

基本給のほか、通勤手当、期末勤勉手当などが条件に応じて支給されます。

- (2) 勤務時間 週38時間45分

8 注意事項ほか

- (1) 本採用試験において、提出いただいた書類は一切返却しません。
- (2) 受験にあたっては、第三者からの紹介などは、一切受けておりません。万一、紹介行為などがあった場合は、横須賀市職員倫理条例に抵触することとなり、受験を御遠慮いただくことになります。
- (3) 第1次採用試験の不合格者は、結果を請求することができます。
必ず受験者本人が横須賀市職員採用試験受験票をお持ちの上、次のとおり指定する場所及び期間にお越しください。(電話・郵便・電子メール・ファクスによる請求はできません。)

ア 請求者	第1次試験の不合格者(受験者本人に限る。)
イ 内 容	第1次試験の順位のみ
ウ 場 所	総務部人事課人材育成担当 ヴェルクよこすか(横須賀市日の出町1-5)4階
エ 期 間	第1次試験合格発表日から1か月間(土・日・祝日を除く。)(午前9時から午後5時まで)
- (4) 本選考の実施に際して収集した個人情報については、採用選考及び採用に関する事務の目的に限り使用します。
- (5) 採用後、障害者雇用状況調査のため、手帳等の提示を求めることがあります。

採用試験に関する問合せ先 横須賀市総務部人事課人材育成担当
〒238-0006 横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか4階
電話 046(822)9863 Mail jinji-saiyou@city.yokosuka.kanagawa.jp

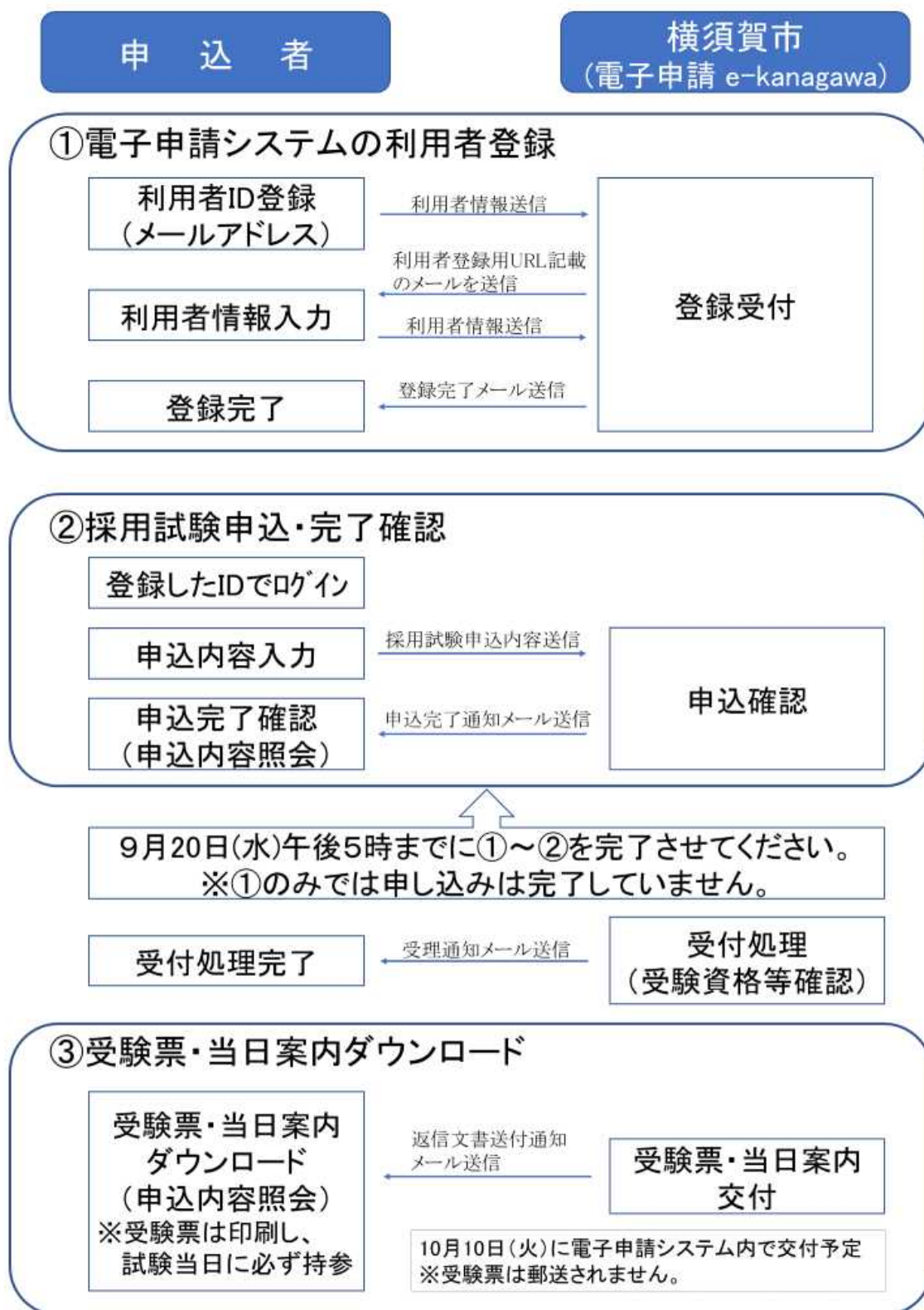
【申込方法】

申し込みはインターネットで受け付けます。

申込方法	ア 横須賀市ホームページ「職員採用情報」から、申し込みをしたい試験の申込フォームに移動してください。 イ 申し込みには、電子申請システムの利用者登録が必須です。 利用者登録をしていない方は「利用者登録される方はこちら」をクリックし、登録してください。登録済みの方は「ウ」に進んでください。 ウ 登録済みの利用者IDでログインし、申し込む試験の内容を確認後、申し込みを行ってください。 ※利用者ID及びパスワードは申し込み完了後も使用します。 エ 申込完了後、必ず申込内容照会を行い、申し込みが完了していることを確認してください。 ※申込内容が確認できなかった場合は、総務部人事課人材育成担当（046-822-9863）まで、すみやかにご連絡ください。 ※利用者登録時、申し込み時のメールアドレスは同じものにしてください。 選考中の連絡に使用しますので、必ず連絡がとれるものにしてください。
受付期間	令和5年9月1日(金)午前10時から 令和5年9月20日(水)午後5時までく 受信有効く
受験票の交付	ア 受付後、10月10日(火)(予定)に電子申請システムの申込内容照会画面からPDFファイルで交付します。 イ 交付が完了したらメールでお知らせします。電子申請システムにログインし、A4サイズ of 用紙に印刷して、第1次試験当日に必ずご持参ください。 ウ 10月10日(火)を過ぎても発行されていない場合は、11日(水)午後5時までに総務部人事課人材育成担当(046-822-9863)に連絡してください。
その他	ア 電子申請システムの「はじめて利用する方」欄にある「動作環境」などを参照し利用環境を整えてから申し込みをしてください。 イ 申し込み手続は御自身のパソコンやスマートフォンでなくても構いません。インターネット環境が整っていれば申し込みは可能です。 ウ 締切直前は、回線が大変混雑します。システム機器の保守点検等により、受付期間中でも一時的に利用できない場合がありますので、余裕を持って申し込んでください。 エ 使用される端末や通信回線上の障害によるトラブルについては、一切責任を負いません。 オ 電子メール、ファクスによる申し込みはできません。 カ インターネットによる電子申請が困難な事情がある場合は、総務部人事課人材育成担当(046-822-9863)までご相談ください。

● 電子申請システムによる申込方法の流れ

パソコンやスマートフォンなど、インターネット環境が整っていれば申込可能です。



● 電子申請の申込画面に入力いただく項目

＜共通＞

- ・応募職種 ・氏名(フリガナ) ・生年月日 ・年齢(令和6年4月1日時点)
 - ・郵便番号、住所(現在、実際に居住している場所) ・電話番号(日中の連絡に対応できるもの)
 - ・メールアドレス(利用者登録時と同じもの) ・在留資格(外国籍の人のみ)
 - ・事前希望調査(点字受験の希望、拡大印刷問題の希望、筆記又は手話通訳の希望、
補装具(車椅子、点字器、パソコン等)の持込み希望、補助犬の同伴の希望、
介助者の同行の希望、連絡手段の希望)
- ※なお、希望内容によっては調整させていただく場合があります。

＜身体障害者手帳の交付を受けている方＞

- ・身体障害者手帳について(障害名、障害等級、交付・再交付年月日、交付番号、交付機関名)

＜療育手帳の交付を受けている方＞

- ・療育手帳について(交付・再交付年月日、交付番号、交付機関名)

＜各機関が発行した知的障害の判定を受けている方＞

- ・判定書について(交付年月日、交付番号、交付機関名)

＜精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方＞

- ・精神障害者保健福祉手帳について(交付・再交付年月日、交付番号、交付機関名、有効期限)

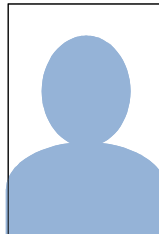
● 申込画面に添付していただくもの(ファイル形式 jpg、png、jpeg)

①申込者の顔写真画像

(参考)

※以下の点に注意してください。

- ・上半身
- ・脱帽
- ・背景なし
- ・申込前6か月以内に撮影



②身体障害者手帳、療育手帳、知的障害に係る判定書又は精神障害者保健福祉手帳の画像

※氏名及び入力した内容が証明できるよう、全体を写してください。